

## 第2章 豊かな自然環境の保全・再生 と生物多様性の確保

生物が安定的に生息・生育できる豊かな自然環境を保全・再生し、将来の世代に引き継いでいきます。

## 第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

### ◎ 現況と課題

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでいます。

こうした生物の違いは、遺伝子、種、そして生態系という、それぞれのレベルで捉えることができ、「生物多様性」と呼んでいます。

生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、長い進化の歴史の中で育まれてきたものです。

千葉県は、海域では、北限域の造礁サンゴや南限のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の生物が出会う多様な生態系が育まれています。

また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた里山、里海には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めて来たと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、逆に里山林放置等の人間にによる自然への働きかけの減少、さらには外来種の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。

絶滅のおそれのある野生生物をリスト化したレッドデータブックには、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。

地球温暖化は、海平面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅するおそれがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壤の形成、土壤侵食の防止、レクリエーションの場、文化的な価値等を提供しており、これを保全していくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では20年3月に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

引き続き、この戦略を踏まえて県民、市民活動団体、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていくことが必要です。

## ◎ 目指す環境の姿

生物多様性の恵みが持続的に受けられるよう、多様な主体の連携のもとで、地域の特性を踏まえた保全対策が進められています。

## ◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	○生物多様性に关心を持ち、その保全の重要性を理解します。 ○生物多様性の保全に関する取組やイベントに参加します。 ○生物多様性に関するモニタリングに参加します。
市民活動団体	○希少種保護、外来種防除など、生物多様性の保全活動を実施します。 ○生物多様性に関するモニタリングに参加します。
事業者	○開発事業においては、生物多様性への影響をできる限り回避、最小化するよう事前配慮に努めます。 ○地域で行われる生物多様性の保全活動に参加・協力します。 ○生物多様性に関する取組を実施します。
教育機関	○生物多様性の保全に関する意識を高めるため、県民への啓発に協力します。 ○生物多様性に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。
市町村・県 (共通する もの)	○公共事業の実施に当たっては、生物多様性の保全に十分な配慮を行います。
市町村	○生物多様性の保全に関する意識を高めるため、住民への啓発を行います。 ○住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加や連携を促進するなど支援します。 ○地域の状況を踏まえ、生物多様性地域戦略を策定します。 ○希少種保護、外来種防除など、生物多様性の保全活動を実施します。
県	○生物多様性ちば県戦略に基づき生物多様性保全に向けた総合的施策を展開します。 ○生物多様性の保全のために、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村等の多様な主体が連携・協働する仕組みづくりを進めます。

## ◎ 県の施策展開

### 1. 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

【自然保護課・環境政策課】

- ・生物多様性ちば県戦略を、多様な主体の連携と協働の下で推進するため、生物多様性保全に関する包括的な条例の制定に向けて、その内容を検討します。
- ・千葉県における生物多様性や生物多様性ちば県戦略に基づく取組に対して、県民の関心が高まるよう、わかりやすく普及啓発を進めます。
- ・生物多様性センターでは、多様な主体の連携・協働の中核となって、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。
- ・地域における主体的な取組を促進するため、環境省作成の「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及を図り、市町村による生物多様性地域戦略の策定を支援します。
- ・生物多様性センターの生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターとしての機能を活用し、市町村や市民活動団体による生物多様性に関する取組を促進します。
- ・市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の保全事業や、市民活動団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動などに對して助成等を行う「ちば環境再生基金」の充実と活用を図ります。<第5章第3節参照>
- ・県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの取組、イベント、助成制度など生物多様性に関する情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します。
- ・生物多様性ちば企業ネットワークの活動を通して、企業による生物多様性に関する取組を支援します。

### 2. 生物多様性に関する具体的取組の推進

【自然保護課・農林水産部関係各課・県土整備部関係各課】

#### (1) 生物多様性の保全と再生

- ・原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの特徴に応じた生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。<詳細は第2～4節に記載>
- ・希少な野生生物の保護対策、外来種対策、野生鳥獣の保護管理を推進します。<詳細は第5節に記載>
- ・県が実施する大規模な事業については、計画段階における環境影響評価を実施し、その結果を計画の策定に取り込むことにより、環境に配慮します。<第6章第2節参考>

## (2) 生物多様性の持続可能な利用

- ・持続可能性に配慮した食料、燃料、生活資材等への生物資源の利用を進めます。
- ・農作物、園芸植物、家畜等の品種改良や医薬品の開発など、生物多様性がもたらす遺伝子資源の適切な利用を促進します。
- ・きれいな空気・水・気候の調節機能、土壤の形成、土壤浸食の防止など生態系が持つ公益的機能の増進を図ります。
- ・人のこころを豊かにする生物や自然・文化とのふれあいを促進するため、自然公園、里山・里海等の利用や、地域の資源を活用して環境の保全を図りながら持続的な観光の振興を図るサステナブルツーリズムを推進します。
- ・環境の変化をより的確に捉えるため、植物の生育状況や生物の生息状況等を利用する生物指標についての研究を進め、その導入を進めます。

## (3) 生物多様性の研究と教育

- ・環境学習を通じ、生物多様性の重要性や私たちの日常生活や経済活動との関係についての理解を促進します。
- ・生物多様性地理情報システムを活用して、生物多様性から見て重要な地域の抽出、外来種の動向の把握及び対策の検討、様々な事業主体による開発計画の検討や立地選定等において、データを活用した生物多様性保全策を講じるための仕組みづくりなど、多様な生物多様性施策を展開します。また、このシステムに蓄積されたデータをもとに、生物多様性に関する情報をわかりやすく発信します。
- ・県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」事業など、多様な主体との連携のもとに、生物多様性のモニタリングを実施します。

## 3. 地球温暖化に関する生物多様性保全対策【自然保護課・環境政策課】

- ・地球温暖化の防止と生物多様性の保全を一体のものとして、県民への普及啓発を進めます。
- ・陸域、海域それぞれについて、モニタリングや情報収集により、温暖化により生物に影響を与えると考えられる具体的な現象を早期に把握・予測します。
- ・地球温暖化による影響を受ける可能性が高いと考えられる種をリスト化し、その生息・生育状況を監視するとともに保護対策を検討します。
- ・より温暖な地域からの外来種の侵入・定着の成功の可能性が高くなることから、モニタリングや情報収集を通じて、対応策を検討します。

## ◎ 関連する個別計画

### ○ 生物多様性ちば県戦略

生物多様性の保全・再生とその持続的利用について、総合的、実践的対策を推進するために策定したもので、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に位置付けられます。「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」という理念の下に、50年後の目標達成を目指し、多様な主体による取組の基本的な方向と県の取組を示しています。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
市町村における生物多様性地域戦略の策定	未策定 (19年度)	全市町村で策定 (30年度)
県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング（報告）件数	累計 30,400 件 (25年度)	累計 50,000 件 (30年度)

## 第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

### ◎ 現況と課題

本県には、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸、豊富な水を湛えた河川・湖沼など、個性豊かな自然環境があります。

これらの県を代表する優れた自然環境が失われることのないように保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本県においては、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、「南房総国定公園」と「水郷筑波国定公園」（その一部）の2つの国定公園と「県立印旛手賀自然公園」など8つの県立自然公園が指定され、その面積は28,537ha（25年度末現在）と県土面積の約5.5%を占めています。

また、「千葉県自然環境保全条例」に基づいて、優れた天然林や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを、自然環境保全地域等に指定しており、25年度末現在の指定箇所数は28、その面積は1,956haとなっています。

さらに、県内の市町村の中にも、独自に条例を定め、自然保護地区などの地域指定を行っているところがあります。

これらの中には、学術的にも貴重な原生的自然環境が残されており、それらは県における生物多様性の核（コア）となる場所になっています。

そのため、自然公園や自然環境保全地域等では、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為を規制するとともに、適切に利用していくための施設整備を行ってきました。

今後も、指定地域の適正な管理を行っていくとともに、必要に応じて区域の見直しを行うなど、優れた自然環境の保全に努めていかなくてはなりません。

このような新たな地域の指定については、土地利用上の制約を伴うため、土地利用者の理解と協力を得ながら、市町村等と十分連携し進めていくことが必要です。

また、自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな礎となります。

このため、自然公園等の優れた自然環境が人為的な影響により損なわれることがないよう十分留意しながら、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、より一層活用していくことが必要です。

### ◎ 目指す環境の姿

自然公園等の優れた自然環境が保全され、環境を損なわないように人と自然のふれあいの場として活用されています。

## ◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加するなど、自然への理解を深めます。</li> <li>○自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしない、車両の乗り入れ規制を守るなど、マナーを守ります。</li> </ul>
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然保護活動、自然観察会等を実施、または積極的に参加することにより、県民の自然への理解を深めます。</li> <li>○自然公園を利用する場合や山登り、ハイキング等では、ゴミを持ち帰る、動植物を捕まえたり採集したりしないなど、マナーを守るよう呼びかけます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園等の地域内で開発や整備を行う際には、自然景観や生物多様性の保全に配慮します。</li> <li>○自然保護活動、自然観察会等に積極的に参加・協力します。</li> </ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園等を豊かな心や健康を育む、環境教育の場として活用します。</li> <li>○自然保護活動、自然観察会等に協力します。</li> <li>○自然にふれあう場合のモラルの向上に取り組みます。</li> </ul>
市町村・県 (共通する もの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の状況を調査し、保全が必要な地域の地域指定に努めます。</li> <li>○自然を体験し、理解を深める機会を作ります。</li> <li>○自然への理解を深めるため、指導者となる人材を育成に取り組みます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特色ある自然環境の保護、回復を図ります。</li> <li>○地域で取り組む自然保護活動、自然観察会等を支援します。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的な見地から保全すべき自然環境について自然公園・自然環境保全地域等への指定を進め、保護、回復を図ります。</li> <li>○自然公園等の指定地域については、必要に応じその拡大や保全状況等を確認することにより、規制区域の見直しを行います。</li> <li>○自然とのふれあいの場として、自然公園の利用を促進します。</li> </ul>

## ◎ 県の施策展開

### 1. 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全【自然保護課】

#### （1）自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

- ・原生的な自然環境を保護するため、自然公園の区域を、生物多様性を重視する区域と公園利用を重視する区域に区分し、各公園が有する特性に応じた適正な管理を行うとともに、県民の自然とのふれあいの場として有効に活用します。
- ・生物多様性の観点から自然公園区域内の野生生物の生息・生育状況を調査確認し、生物多様性保全のためのコアエリアとして後世に承継して行けるよう、必要に応じて公園区域の再編成及び拡張、地種区分の見直しを実施します。
- ・自然公園内における開発や整備、大規模公共事業については、法令の遵守を徹底するとともに、景観の保全や希少な野生生物の保護等に対する適正な配慮を求めます。

#### （2）自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

- ・「千葉県自然環境保全条例」に基づき、優れた天然林を有する森林や地形地質が特異である地域等を「自然環境保全地域」に、鎮守の森等歴史的な遺跡、郷土的な建築物と一緒にとなった土地を「郷土環境保全地域」に、市街地に隣接する樹林地等地域住民の健全な心身の保持、増進等の効果が著しい地域を「緑地環境保全地域」に指定し、開発等の行為を規制するなど、保全に努めます。
- ・新たな保全地域の指定に向けた調査や既指定地域の現況を確認するための調査を実施します。
- ・周辺地域における自然環境復元の実施やコリドーの設置による他の自然環境の豊かな地域との連続性の確保により、保全地域の生物多様性の低下の防止を図ります。

### 2. 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進【自然保護課】

- ・自然公園等における県民の自然との適切なふれあいを促進するため、ビジターセンターの充実を図るとともに、広場・駐車場等の利用拠点施設や遊歩道等を自然環境に配慮しながら整備します。また、安全の確保や環境学習の場としての活用のため、防護柵、案内板等を整備します。
- ・海浜動植物を保護するため、千葉県立自然公園条例により実施している九十九里浜地域への車両等の乗り入れを規制の周知徹底を図ります。
- ・18年3月に県内全区間の整備が完了した首都圏自然歩道等の利用を促進し、自らの「足」で豊かな自然に触れることによって、自然保護思想の高揚と健康な心身の育成を図ります。
- ・自然公園等に対する理解が深まり、その適正な保全と活用が進むよう、自然公園指導員、自然保護指導員などを配置します。
- ・地域における自然観察活動等を支援し、県民の自然への理解を深めるため、自然観察指導員等指導者の育成・登録を進めます。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
自然公園の指定	10 地域 28,537 h a (18 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956 h a (18 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンタ 一等利用者数	11 万 1 千人 (18 年度)	12 万人 (26 年度以降毎年度)

## 第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

### ◎ 現況と課題

森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました。

特に、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などを一体的にとらえて「里山」と呼びますが、本県は、気候が温暖で人の立入を拒むような急峻な山岳を有していないことなどから、古くから里山が人々の暮らしを支えてきたといえます。

しかしながら、高度経済成長期以降の急激な都市化・工業化の進行により、多くの森林や農地が住宅地や工業用地などに転換されました。

さらに、農業生産方式の変化等により森林や草原の経済的な利用価値が低下したことに加え、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作を放棄された農地が増加し、生物多様性の劣化など森林・農地が担ってきた様々な公益的機能が低下してきています。

また、県北部の印旛沼、手賀沼等の湖沼は、内水面漁業の場や農業用の利水・古くは肥料等の源となってきたところであり、本県を取り巻く沿岸域は、多様な生物を育んで良好な漁場を形成するとともに、水質を浄化し気象を緩和させる役割を果たしてきました。

こうした水辺は、里山と同じように人々が農業や漁業の営みと自然との調和を図りながら暮らしてきたところであり、「里沼・里海」とも呼べる空間です。

しかしながら、大規模な干拓や埋立てにより、印旛沼・手賀沼の水域は大きく減少し、東京湾岸に広がっていた干潟や浅瀬の多くが失われました。また、九十九里浜では崖侵食防止対策の実施による砂の供給の減少により海岸侵食が進んでいます。さらに、漁業資源の低迷や漁業経営の悪化に伴う漁業従事者等の減少等により、残された沿岸域の漁場環境の悪化が危惧されています。

里山・里沼・里海は、日本の原風景として人に癒しややすらぎを与える空間であり、生物多様性の面からも維持・保全し、次世代に引き継いでいかなければならない県民共通の大切な財産です。また、森林は地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源でもあります。

このため、農林業や漁業を営む人だけではなく、県民、市民活動団体、事業者、土地所有者、行政など多様な主体の参加を得てその保全と再生に取り組んでいくことが必要です。

## ◎ 目指す環境の姿

地域住民や様々な主体の参加のもとで、森林・農地や湖沼・沿岸域が適切に管理され、持続的に活用されています。

## ◎ みんなの行動指針

県 民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"><li>○里山や海辺・水辺で、自然に親します。<ul style="list-style-type: none"><li>・農業・林業・漁業の体験活動などに参加します。</li></ul></li><li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに積極的に参加します。</li><li>○環境に配慮した農業などで生産された農産物や地域で生産された農産物への理解を深め、優先的に購入します。</li><li>○県産木材を使用した製品の購入に努めます。 (森林所有者)</li><li>○自己の所有する森林に関心を持ち、適切に管理します。</li></ul>
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○森林作り、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに継続して取り組みます。</li><li>○環境イベントや自然体験の場において、森林や海辺の保全を呼びかけます。</li><li>○地産地消を推進します。</li><li>○農林業、漁業に従事する人々とそれ以外の人々との交流を図ります。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに積極的に参加・協力します。</li><li>○建築資材への県産木材の使用に努めます。</li><li>○県産木材を使用した製品の開発やその使用に努めます。</li><li>○化学合成農薬や化学肥料の適正使用など、環境保全型の農業に取り組みます。</li><li>○グリーン・ブルーツーリズムに取り組みます。</li></ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"><li>○里山・里沼・里海の保全・再生の手法に関する研究を行います。</li><li>○農山漁村の自然に親しむ体験活動を充実させます。</li></ul>
市町村・県 (共通する もの)	<ul style="list-style-type: none"><li>○森林や農地の保全を図ります。</li><li>○植林や間伐の実施など森林の適正管理を支援します。</li><li>○環境保全型の農業の実施や遊休農地の活用を支援します。</li><li>○魚のすみやすい環境づくりを進めます。</li><li>○県民や事業者の森林づくり活動、里山や里沼・里海の保全活動等への参加を促進することにより、森林を適正に管理する担い手の拡大を図ります。</li><li>○公共事業・公共施設における県産木材の利用に努めます。</li></ul>

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に密着した森林づくりや農地保全の取組を進めます。</li> <li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援を行います。</li> <li>○住民の森林や農地とのふれあいを促進します。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林や農地の持つ環境保全などの公益的機能を維持し、拡大を図るための社会システムの構築に取り組みます。</li> <li>○市町村とも連携し、県民や事業者が主体的に取り組む森林づくり活動、里山や里沼・里海の保全活動等の仕組みづくりを行います。</li> </ul>

## ◎ 県の施策展開

### 1. 健全な森林整備・保全対策の推進【自然保護課・森林課】

#### (1) 適切な森林管理・整備の推進

- ・民有林において、森林所有者等による森林管理が、計画的かつ集約的に行われるよう、森林組合等への林業施業の委託や森林経営計画の策定を支援するとともに、県有林についても適正な管理を行います。
- ・県民・事業者・団体等の参加による森林づくりを推進するため、「里山の保全・整備及び活用の促進に関する条例」（里山条例）に基づく里山活動への支援を行います。また、里山活動団体や企業の主体的な取組を促すための窓口となる、中間支援組織を育成します。
- ・森林が持つ公益的機能を発揮させ、計画的な森林づくりを提案できる人材の養成に取り組むとともに、これらの人材が核となり市町村と地域が主体となって策定する森林づくりの計画を重点的に支援します。
- ・二酸化炭素吸収源としての機能を確保するため、間伐を中心に森林整備を推進します。
- ・土砂採取地や残土処分地等において、森林再生や緑化に係る技術の普及を図り、事業者等と連携した森林の再生や整備に向けた取組を促進します。

#### (2) 森林の持つ多様な機能の活用

- ・森林を環境学習や林業体験の場として活用する「教育の森」や森林療法に適した森林整備を導入している県民の森の利用促進など、森林の持つ生物多様性の保全、地域文化の継承、教育や健康、レクリエーション等の多様な機能の利活用を進めます。
- ・学校教育と連携して木工実習を行うなど、木の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」を進め、子どもたちが、「ちばの木」にふれあう機会をつくります。

#### (3) 環境の保全に向けた林業の活性化

- ・ちばの木認証制度の普及や積極的に県産木材の利用に取り組む団体の活動を支援することなどにより、県産木材の利用拡大を図ります。
- ・未利用木質資源の家畜敷料、堆肥としての利用や熱利用、ガス化、液化によるエネルギーとしての有効利用を推進します。

## 2. 農村環境の保全と活用【自然保護課・農林水産部関係各課】

### (1) 農地の保全と担い手の確保

- ・農振法に基づく農地の適正な管理や、農地法による農地転用許可制度の厳格な運用により無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。
- ・農業の担い手確保や農用地の利用集積を図り、農業経営の基盤を強化することにより、耕作放棄地の発生防止に努めます。

### (2) 環境保全型農業の推進

- ・環境への負荷を低減し、化学合成農薬・化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培する「ちばエコ農業」を推進します。
- ・土づくり、減化学肥料、減化学農薬栽培の技術を導入するエコファーマーの認定を促進します。
- ・化学肥料及び化学合成農薬を使用しない有機農業を推進するため、有機農業推進法に沿って策定した「千葉県有機農業推進計画」に基づく施策の展開により、有機農業者の主体的な取組を支援します。

### (3) 地域資源を活用した農村の活性化

- ・農地や農業用水路、ため池等について、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した整備を推進し、人々が自然に触れ合う場、人々が相互に交流する場としての活用を図ります。また、地域住民や都市部の住民も参加した施設の保全管理を進めます。
- ・棚田、谷津田の保全や市民農園としての活用など、県民・市民活動団体等の多様な主体による農地の保全・利活用を推進します。
- ・グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大を図ることにより、都市と農村との交流による農村の活性化を促進するとともに、都市住民の農業・農村に対する理解や関心を高めます。
- ・小学校における食育指導の充実や県産農産物の学校給食での利用拡大などを進め、子どもの頃から食と農業の理解を深めます。

## 3. 湖沼・沿岸域の保全と活用

### 【水質保全課・自然保護課・農林水産部水産局関係各課・県土整備部関係各課】

#### (1) 湖沼の水環境の保全

- ・印旛沼及び手賀沼については、総合的な湖沼の浄化対策である湖沼水質保全計画（第6期：24年3月策定）の着実な推進を図るとともに、「印旛沼流域水循環健全化計画（22年1月策定）」、「手賀沼水循環回復行動計画（25年3月改定）」に基づき、行政と住民、市民活動団体、事業者等の連携のもとに、生態系の保全・再生も踏まえ流域の健全な水循環を取り戻すための取組を推進します。<第4章第3節 県の施策展開・関連する個別計画 参照>
- ・湖沼については、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した整備を推進し、人々が自然に触れ合う場、人々が相互に交流する場としての活用を図ります。

## (2) 沿岸域の保全と活用

- ・沿岸域については、多様な生態系や豊かな水産資源、県民に開放された親水空間としての利用に配慮し、長期的な視点にたって利用を図ります。
- ・アサリ等の貝類は水質浄化の機能を果たし、東京湾で養殖されているノリは赤潮の原因となる過剰な窒素やリンを吸収するなど、適切な漁業生産は環境の保全に貢献しています。漁業経営が安定して維持できるよう、担い手の確保や経営の効率化等を支援します。
- ・魚礁の計画的設置や海底障害物の除去、大量発生により漁場を荒廃させるアオサの除去などにより、魚類の豊かな漁場を整備します。
- ・国及び一都三県との連携を図りつつ、東京湾の水質浄化を進めます。<第4章第3節>
- ・東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画」に基づき、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指し、県民・市民活動団体・漁業者等の多様な主体と連携・協働して各種再生事業を推進します。また、国等と連携しながら、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地として保全を図っている谷津干潟とともに再生・保全を進めることを目指します。
- ・九十九里浜の美しい景観を保全し、侵食から守るため、養浜計画を含めた土砂収支のバランスの確保、マツ林の再生・保全等を図ります。
- ・ブルーツーリズム等による漁村の生活体験や潮干狩り、地引網、簀立などによる漁業体験を通じて都市と漁村の交流を促進し、海の環境や漁業に対する理解や関心を高めます。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
森林面積	162,500 h a (16年)	森林面積の減少を抑えることにより 159,700 h a 以上を確保します (29年)
農用地面積	135,100 h a (16年)	農用地面積の減少を抑えることにより 128,100 h a 以上を確保します (29年)
海域における環境基準達成率 (COD)	63.6% (18年度) 〔参考〕全国 74.5% (18年度)	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

## 第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

### ◎ 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうるおいとやすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、野生生物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との緑化協定の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国と比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境をみると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質の汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間がただ点として存在するのではなく、それらがビオトープとして機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり★」を推進していくことが重要です。

★ 鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるよう、点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生生物の生息・生育を持続させていくうえで重要です。

### ◎ 目指す環境の姿

多様な主体の参加のもとで、うるおいとやすらぎのある都市環境づくりが進められ、多くの人々が身近な緑や水辺に親しんでいます。

## ◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から野外活動を楽しめます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然から季節の変化を感じ、生物とのふれあいを大切にします。</li> <li>・身近な公園や水辺等で開催される自然観察会に参加します。</li> <li>・公園等を利用する際には、ごみの持ち帰りを徹底するなどルールを守ります。</li> <li>・市民農園などを積極的に利用します。</li> </ul> </li> <li>○庭やベランダなどの緑化を実施します。</li> <li>○地域で行われている緑化活動、水辺の保全活動に参加します。</li> </ul>
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な緑化活動、水辺の保全活動に継続して取り組みます。</li> <li>○自然観察会等を実施します。</li> <li>○行政が行う河川等の整備に当たっては、専門知識を生かして多自然川づくりに向けた提言を行います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所内の緑化を実施します。</li> <li>○地域で行われる身近な緑化活動に積極的に参加・協力します。</li> <li>○市民農園などを開設し、農作業体験の場を提供します。</li> </ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑や水辺に親しみ、生物とふれあう体験活動を充実します。</li> </ul>
市町村・県 (共通する もの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な自然を体験し、理解してもらう機会を作ります。</li> <li>○都市緑化を推進するため、都市公園の整備、公共施設の屋上、敷地等の緑化などを実施します。</li> <li>○多自然川づくりなど生物に配慮した水辺空間の整備を進めます。</li> <li>○自然に対する理解を深めるため、指導者になる人材の育成に取り組みます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園や街路樹など、住民に身近な緑や水辺の整備を進めます。</li> <li>○地域に密着した緑化活動等を推進します</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全域を対象とした広域的な観点から、緑とオープンスペースの配置を進めます。</li> <li>○市町村とも連携し、県民や事業者が参加する緑化活動や水辺環境保全の仕組みづくりを行います。</li> </ul>

## ◎ 県の施策展開

### 1. 都市の緑化対策【自然保護課・公園緑地課・農林水産部関係各課】

#### (1) 緑の空間の創造

- ・県立公園の整備に当たっては、現況地形を活かした造成をするなど、自然環境の保全に配慮します。また、県民や市民活動団体の参画を得ることにより、県民の満足度の高い県立公園の整備と管理を行います。
- ・県が管理する学校などの公共施設の緑化やビオトープの整備を推進します。
- ・市町村による都市公園の整備を促進するとともに、市町村との連携により、緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るなど、市街地の緑やビオトープの保全・創出を図ります。
- ・土地の確保の困難な都市空間での緑化を進めるため、市町村と連携し屋上緑化や壁面緑化の普及・促進を図ります。
- ・一定規模以上の工場等と緑化協定を締結することにより、緑地を確保します。

#### (2) 緑化意識の高揚

- ・緑化意識の普及啓発を行うことにより、地域の緑化活動への積極的な参加を促進します。
- ・公園等都市部の緑地を活用した自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の充実を図ります。

#### (3) 都市地域の農地の活用

- ・生産緑地など都市における農地の適正な保全を図ります。
- ・市民農園等における農作業の実体験などを通じて生産者と消費者の相互理解を深めます。

### 2. 水辺空間の形成【自然保護課・県土整備部関係各課】

#### (1) うるおいのある水辺空間の整備

- ・河川整備に当たっては、地域住民の意見を反映し、生物の生息環境や周辺の自然環境に十分配慮しながら、親水性に富んだ施設の整備に努めます。

#### (2) 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

- ・県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高めるために、啓発や美化活動を行うなど、河川愛護意識の醸成及び河川美化の推進を図ります。

### 3. 緑と水辺のネットワークづくり【自然保護課・県土整備部関係各課】

- ・緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援します。このことにより、生物がその生息空間であるビオトープの間を往き来できる連続性を確保します。
- ・河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れることなど野生生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1人当たり都市公園面積 〈都市計画区域人口〉	6.02 m <sup>2</sup> ／人 (17年度) 〔参考〕全国 9.1 m <sup>2</sup> ／人 (17年度)	全国平均値に近づけます。 (30年度)

## 第5節 野生生物の保護と管理

### ◎ 現況と課題

メダカやニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生生物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物を千葉県レッドデータブックとしてリスト化し、公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、里山の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅危惧種が拡大することが懸念されます。

また、もともとその地域にいなかつたのに、人間によって持ち込まれた生物種を「外来種」と呼びますが、この外来種による在来種や生態系への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるとして外来生物法で指定された特定外来生物が、県内では30種確認されています。

このうち、カミツキガメ、アカゲザル（交雑種を含む）、アライグマ、キヨンについては、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別に防除計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。また、植物では河川や河川敷で繁茂している特定外来生物のナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ミズヒマワリ、アレチウリ、オオキンケイギクについても、防除事業を行っています。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに自然環境の変化がさらに進むという状況も生じています。また、26年5月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、鳥獣の管理を図ることが法律の目的に追加されたところです。

このため、法改正により導入された新たな施策の活用も検討しながら、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣との棲み分けを進めが必要です。

### ◎ 目指す環境の姿

人と野生生物とが共存する豊かな社会の形成に向けて、多くの県民や企業、団体等が取り組んでいます。

## ◎ みんなの行動指針

県 民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の生息状況などの調査に協力します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種や特定外来生物の生息情報を提供します。</li> </ul> </li> <li>○野生生物や生態系の保全活動に参加します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域におけるビオトープの創出活動などに参加します。</li> <li>・地域で行われている里山保全活動や緑化活動、水辺の保全活動などに参加します。</li> </ul> </li> <li>○外来動物を野外に放しません。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットは責任を持って飼育します。</li> <li>・ブラックバス、ブルーギル等の外来魚を放流しません。</li> </ul> </li> <li>○自然観察会等への参加などにより、野生生物との関わり方についてのモラルを身につけます。</li> <li>○海浜動植物を保護するため、車両等の乗り入れが規制されている海岸等については、ルールを守ります。</li> <li>○傷ついた鳥類等を見つけたときは、救護に協力します。</li> </ul>
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の生息状況などの調査を実施、または協力します。</li> <li>○野生生物や生態系の保全活動を実施、または参加します。</li> <li>○特定外来生物の防除について、予防3原則の普及啓発等に協力します。</li> <li>○野生生物との関わり方についてのモラルを広めるため、自然観察会等を実施し、また参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発事業においては、自然への影響が少ない工法を採用する等、生物種や生態系の保全に配慮します。</li> <li>○事業所等の敷地を活用してビオトープの創出等を行います。</li> <li>○地域で行われる野生生物や生態系の保全活動に参加・協力します。</li> </ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の生息・生育状況に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。</li> <li>○野生生物の保護や生物多様性の保全に関する意識を高めるため、県民への啓発に協力します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物の防除について、予防3原則の普及啓発等に協力します。</li> <li>・野生生物との関わり方についてモラルの向上を図ります。</li> </ul> </li> <li>○敷地を活用してビオトープを創設し、維持します。</li> </ul>
市町村・県 (共通する もの)	○絶滅危惧種の保護等の事業を推進します。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の保護や生物多様性の保全に関する意識を高めるため、住民への啓発を行います。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生生物との関わり方についてモラルの向上を図ります。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体が行う自然観察会等の取組を支援します。</li> <li>○地域で行う野生生物や生態系の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加を促進するなど支援します。</li> <li>○特定外来生物について、住民への普及啓発に努めます。</li> <li>○緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</li> <li>○市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。</li> <li>○農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築に取り組みます。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生生物の保護や生物多様性の保全に関する意識を高めるため、市町村等と連携し、啓発を行います。</li> <li>○市町村、市民活動団体が行う野生生物や生態系の保全活動等を支援します。</li> <li>○特定外来生物について、市町村と連携して県民への普及啓発を行います。</li> <li>○緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</li> <li>○特定外来生物について、市町村、市民活動団体が計画的に取り組む特定外来生物防除事業を支援します。</li> <li>○野生生物の適切な保護管理に努めるため、生息調査を実施するとともに保護管理計画を策定します。</li> <li>○ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農作物等への被害を防止するために、市町村等が行う保護管理（捕獲）事業等を支援します。</li> <li>○有害鳥獣の駆除を行う狩猟者の育成に取り組みます。</li> </ul>

## ◎ 県の施策展開

### 1. 希少な野生生物の保護対策の推進【自然保護課】

- ・希少な野生生物の実態をレッドデータブック（レッドリスト）として取りまとめ公表するとともに、定期的に見直しを行います。このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。
- ・生物多様性保全に関する包括的な条例の制定に向けた中で、希少種の保護や採捕の禁止、外来種対策等に関する規定について検討します。
- ・希少な野生生物の保護については、自然公園や自然環境保全地域・郷土環境保全地域等の制度を活用して、その推進を図ります。また、開発事業については、環境影響評価の実施や千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結等により、希少な野生生物の保護を指導します。

- ・地理情報システム等の活用も図りつつ、絶滅が危惧される希少な野生生物について、市町村、市民活動団体等と連携して保護・回復計画を策定し、生息地の維持管理や保護・増殖に努めます。

## 2. 外来種対策等の推進【自然保護課】

- ・県内に生息・生育する全ての外来種を対象とした外来生物リストを作成し、外来種対策の基本的な考え方を示します。また、国や市町村等と連携して、必要な防除対策に取り組みます。
- ・特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるカミツキガメ、アカゲザル（交雑種を含む）、アライグマ、キヨン等については、外来生物法に基づく防除計画により、計画的な防除を実施します。
- ・外来種の侵入や野生化を防止するため、国や市町村等と連携し、広報、普及啓発を行います。
- ・遺伝子組換え生物に関しては、生態系への影響を不安視する意見もあることから、必要性、利点、環境への影響等について、正確な知識・情報の共有化を図るため、情報収集とその公開を進めます。また、遺伝子組換えナタネについて種子のこぼれ落ちによる自生が見られるところであり、遺伝子組換え生物の野生化を防止するとともに、その実態を把握します。

## 3. 野生鳥獣の保護管理【自然保護課・農地・農振興課】

- ・野生鳥獣の生息状況等の調査を行うとともに、森林や集団渡来地など野生鳥獣の生息地として重要な区域を鳥獣保護区に指定して、多様な鳥獣の生息環境を保全します。
- ・房総丘陵を中心に生息する孤立した個体群であるニホンジカ、ニホンザルについては、生息数が著しく増加し、農林業への被害等の問題が生じているため、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害防止と地域個体群の安定的な維持を目的とした保護管理を実施します。加えて、ニホンザルについては、アカゲザルとの交雑対策に取り組みます。
- ・「千葉県野生鳥獣対策本部」による「防護（被害防止）」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境整備」を総合的に推進し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物等への被害対策における地域の主体的な取組を支援します。
- ・傷病鳥獣の救護のため、救護ボランティアや県獣医師会の協力による保護体制の整備に努めます。
- ・講習会等を通じて狩猟者の資質の向上を図るとともに、指導、取締りを行い狩猟の適正化を図ります。また、有害鳥獣捕獲の扱い手を育成するため、市町村と協調して農作物等の被害を受けている地域の人々の狩猟免許の取得を促進します。

## ◎ 関連する個別計画

### ○第11次鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画（24年4月1日から29年3月31日までの5年間）です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
希少野生生物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	全市町村で作成 (30年度)
特定外来生物の防除対策の実施	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)	県域から排除します (30年度)
	アカゲザル 約1,100頭 (19年度)	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	
	キヨン 約1,400～5,400頭 (19年度)	